

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>**会社発言**

12月22日 事務折衝「業務委託（4回目）」報告：その2

「報告書」「提言書」の評価方法

業務を「きちんと」「ちゃんと」遂行して もらえればいい?! ⇒ 明確な評価基準なし!

【JHU】会社は、「委託金報酬は委託業務が適正に履行されていない場合、委託金の減額や期間途中で契約解除を行なう場合がある」としている。だが、肝心の「評価基準」は、8月3日の交渉で「まだ決まっていない、人財戦略部でこれから考える」と答えた。11月1日から業務委託が始まった。報告書や提言書を誰がどのような基準で評価するのか決まらずだ。

《会社》業務遂行にあたっての基準はキチンと決まっている。基本的に業務がキチンと履行されている限り減額はしない。業務が遂行されてい

い時には、キチンとやって下さいと先ず声かけし、その上で、全然業務が遂行されていなければ、最終的には契約解除という可能性もある。

【JHU】「キチンと」だけで、具体的なものはないということか。契約が履行されているどうか、どうやって判断するのか。

《会社》報告内容は会社も確認する。

【JHU】会社も確認しているのか。

《会社》全部ではないがチェックしている。何もあから探しをして減額しようとは思っていない。

報酬の減額や契約解除

会社：二労組にも文書を渡しているから分かりますよね それを確認した上で、協定書、合意書を結んでいる のではないですか

【JHU】既存二労組との協定書・合意書、覚書には、「委託金の減額や契約期間途中での契約解除の場合がある」という中身は入っていない。

《会社》他組合の協定書や合意書のお話はできない。

【JHU】他二労組との関係でいえば、減額や契約解除は協定上できるのか。

《会社》協定書・合意書に入っていないなくても、皆さんと同様に、7月8日に業務委託契約の概要を

文章で示している。

【JHU】それで7月13日に合意の意向を会社に伝えたということか。

《会社》二組合ともそれを確認した上で、協定書、合意書を結んでいるのではないですか。

【JHU】既存労組の説明資料では、報酬額が減額されたり、契約期間が解除されたりすることがあることは、組合員に説明されていない。

《会社》 組合情宣上のことでお話しすることはない。
【JHU】 確認だけだ。会社は、二労組に減額や契約解除があることを説明したのか。
《会社》 はい。文書を渡しているから分りますよね。要は今都労委でやっている所に持ち込みたい訳ですよね。そのための材料探しでしょ。～紛糾～

【JHU】 違う。今、業務委託の説明を聞いている。《会社》 今答えた通りだ。ちゃんと遂行していればお支払いする。評価をして分析が浅いねで減額しようとは思っていない。
【JHU】 当然だ。準委任契約だからそれはあり得ない。

「報告」業務

会社：一回の注意くらいでは減額にならない、一回でアウト、二回でアウトという線引きは持っていない

「提言」業務

会社：テーマに沿って、目的、課題、打ち手を整理してまとめる提言になっていない、レポートとして成立しないものは、きちんと書いてくださいと注意する

《会社》 業務を遂行したらお支払いする、それだけだ。

【JHU】 先ほど、7月8日の文書で説明しているから、報酬の減額や契約期間の解除は、今の協定の範囲内でもできると言った。

《会社》 併せて、個々人とも契約書を結んでおり、その中にもある。

【JHU】 質問への説明もできない。個々人との契約にも細かな説明はないだろう。報告業務では、週一回報告すれば、12万5千円が支払われるのだな。

《会社》 何も調べず虚偽で「ありませんでした」では報酬はない。

【JHU】 人間だから見逃し、エラーがある。虚偽かどうか、どう見分けるのか。

《会社》 それは今後気を付けてやってくださいとまず注意する。

【JHU】 注意された場合、減額になるのか。

《会社》 一回の注意くらいでは減額にならない。

【JHU】 何回だったら減額になるのか。

《会社》 そこはもう本人との個別の話だ。業務が違うので、一回でアウト、二回でアウトという線引きは持っていない。

【JHU】 そうすると個別の説明が必要になる。

【JHU】 「提言書」の評価は誰がどの様にするのか。

《会社》 テーマを幾つか決めて、その目的とか、課題が何か、そのための打ち手は何かという所を整理して提言としてまとめて頂く。それが揃っていなかったり、提言になっていなかったり、レポートとして成立しないものがあれば、きちんと書いてくださいねといったことは起こり得る。

【JHU】 乗員はその様な文書を書くことを専門にしてきた集団ではない。とても厳しく聞かせる。

《会社》 色々な知識も経験もお持ちなので、グループでもやって頂いて、参考になることも多々ある。

【JHU】 グループはその代表者が提言書を出せばいいということか。

《会社》 グループ内でキチンと議論をして、複数の連名で出すのは問題ない。定例業務で、一週間に一回とか定点観測があり、それプラス提言はグループで話し合う形式でもいいし、一人で出す方もいる。

【JHU】 グループはどうやって決めるのか。

《会社》 ご本人たちに決めてもらっている。